

ジュニアNISA非課税期間終了に伴うお手続きのご案内

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年末において、2018年中にジュニアNISA口座で購入された投資信託の5年間の非課税期間が終了となります。つきましては、ジュニアNISA口座の非課税期間終了に伴うお手続きについてご案内申し上げます。

以下の3つのパターン(選択①、②、③)のうちのいずれかを選択のうえ、お手続きください。

3つのパターン(選択①、②、③)のお手続きのイメージ

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	選択③	非課税期間の最終日2022年12月30日までに売却換金							
2018年NISA	80万円投資枠	5年の非課税期間					選択①	2022年12月末時点の時価で2023年の特定又は一般口座へ移管	
2019年NISA		80万円投資枠	5年の非課税期間						
2020年NISA			80万円投資枠	5年の非課税期間					
2021年NISA				80万円投資枠	5年の非課税期間				
2022年NISA					80万円投資枠	5年の非課税期間			
2023年NISA						80万円投資枠	5年の非課税期間		
						選択②	2023年のジュニアNISA口座へ移管 非課税期間の延長（ロールオーバー）		

【3つの選択肢のポイント】

※ご不明な点がございましたら、お客様の担当アドバイザーにご相談ください。

選択①	選択②	選択③
非課税期間を延長しない ⇒ 課税口座（特定・一般）へ移管する	ロールオーバー 非課税期間を延長(5年間)する	年内に売却する
NISA口座ではなくなり、 移管後の 分配金・譲渡益に課税 されます。	NISAで 非課税投資 が継続されます。	売却益を非課税 で受け取れます。
損失が出た場合、他の金融資産との 損益通算 ができます。	2023年分の 非課税枠を消費 します。	損失が出ても、他の金融資産との 損益通算はできません
移管後の売却時、基準となる時価に注意く ださい。 詳しくは中面をご覧ください。	2023年分のNISA口座が弊社で開設さ れていることが必要です。	売却代金の受渡しが2022年12月30日 までに完了することが必要です。
お手続き不要	お手続きが必要	お客様の担当アドバイザーにご相談くだ さい。
	同封の「未成年者口座内上場株式等移管 依頼書」、または、「未成年者口座非課税 口座間移管依頼書」必要事項をご記入の 上、返信用封筒にてご返送ください。 ※「移管依頼書」記入要領をご参照ください。 2022年11月30日(水)【弊社必着】	

選択 ①

課税口座へ移管（特定口座／一般口座への払出し）【ロールオーバーしない】

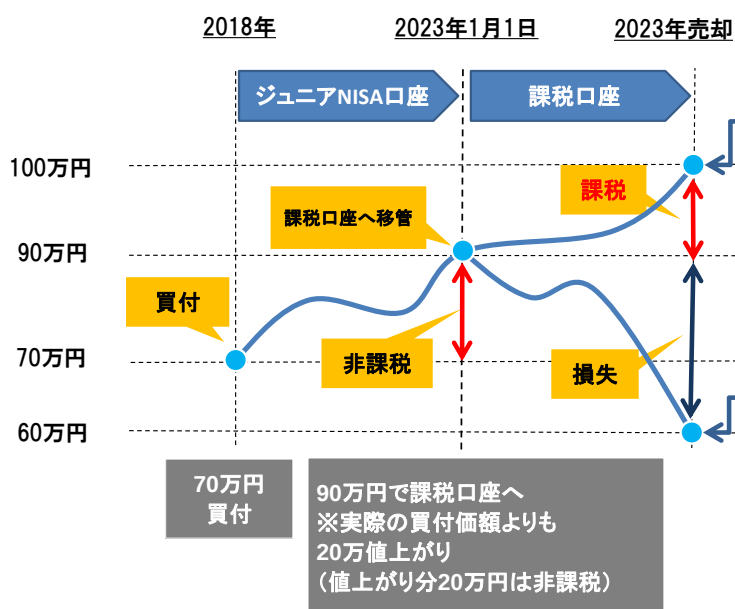
※お手続き 不要です。

●2022年末の時価を取得価額として、残高は、自動的に課税口座(特定口座／一般口座)に移管されます。
移管後の売却益や配当金・分配金等は課税対象となります。

●非課税期間の終了時(年末)に特段のお手続きなく、特定口座が開設済の場合は特定口座に、未開設の場合には一般口座に移管されます。

ケース1

70万円で買付した投資信託を、90万円で課税口座へ移管、その後、売却



① さらに値上がりして売却

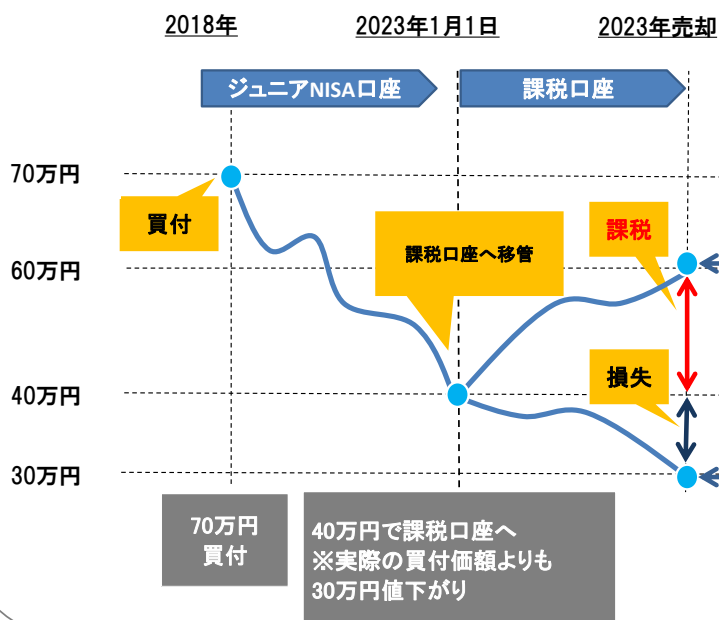
譲渡益は2022年12月末の時価を
取得価額(90万円)として計算
 $100万円 - 90万円 = 10万円$ (譲渡益)
⇒譲渡益10万円に対して課税されます。

② 値下がりして売却

譲渡損益は2022年12月末の時価を
取得価額(90万円)として計算
 $60万円 - 90万円 = \Delta 30万円$ (譲渡損)
⇒譲渡損30万円は他の投資信託の譲渡
益と損益通算できます。

ケース2

70万円で買付した投資信託を、40万円で課税口座へ移管、その後、売却



① 値上がりして売却

譲渡益は2022年12月末の時価を
取得価額(40万円)として計算
 $60万円 - 40万円 = 20万円$ (譲渡益)
⇒譲渡益20万円に対して課税されます。

② さらに 値下がりして売却

譲渡損益は2022年12月末の時価を
取得価額(40万円)として計算
 $30万円 - 40万円 = \Delta 10万円$ (譲渡損)
⇒譲渡損10万円は他の投資信託の譲渡
益と損益通算できます。

選択 ②

翌年2023年のNISA口座へ移管【ロールオーバーする】

●ロールオーバーをした場合、2023年以降も継続して5年間は譲渡益、分配金等が非課税となります。

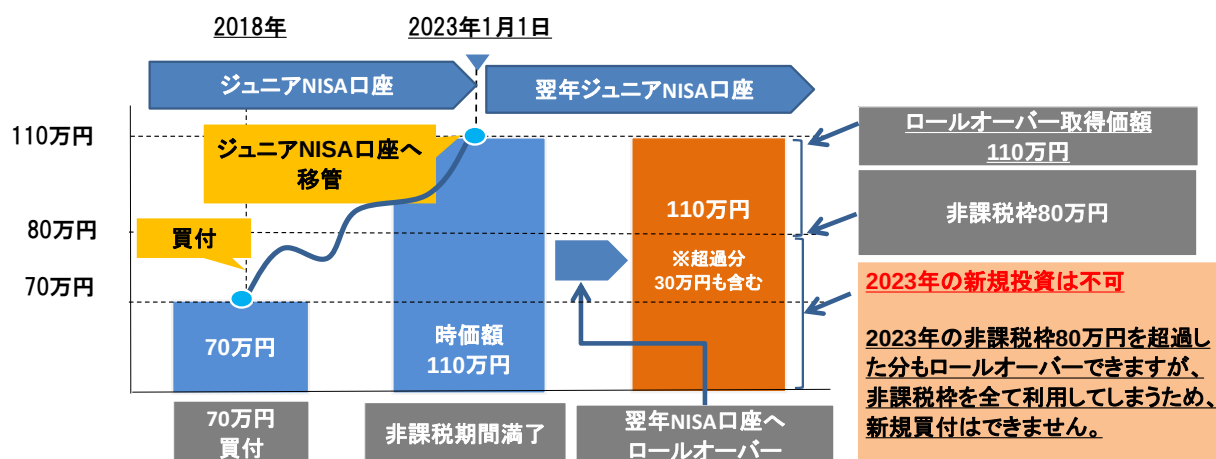
※お手続き

同封の「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」、または、「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」をご提出ください。

2022年11月30日(水)【弊社必着】

ケース1

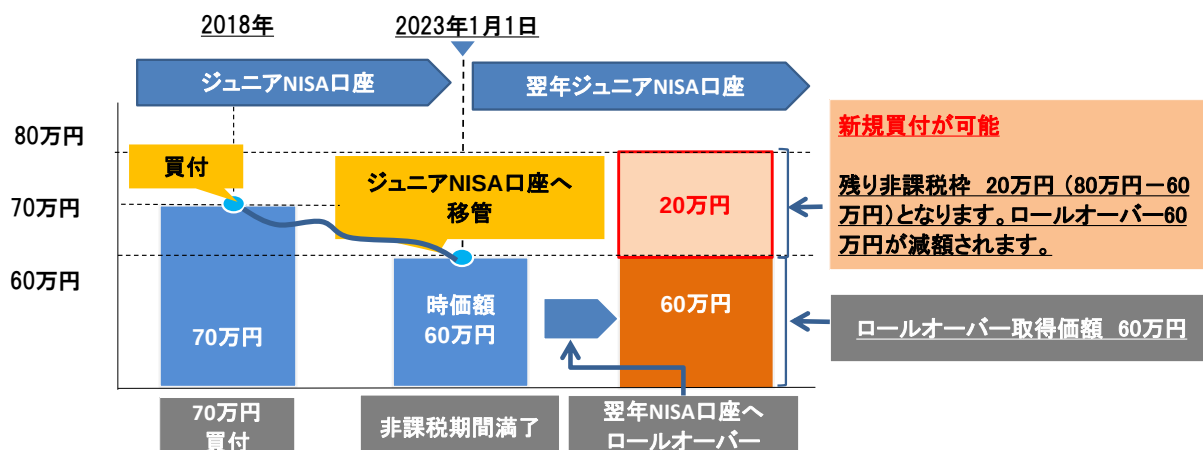
2022年12月末の時価が2023年の非課税枠(80万円)以上の場合



※2023年1月1日時点で18歳となるお客様の場合、ジュニアNISA口座から一般NISA口座へ自動的に切り替わります。一般NISA口座の非課税枠は年間120万円です。この場合、120万円-110万円=10万円が2023年の非課税枠になります。

ケース2

2022年12月末の時価が2023年の非課税枠(80万円)未満の場合



※2023年1月1日時点で18歳となるお客様の場合、ジュニアNISA口座から一般NISA口座へ自動的に切り替わります。一般NISA口座の非課税枠は年間120万円です。この場合、120万円-60万円=60万円が2023年の非課税枠になります。

選択 ③

売却する お客様の担当アドバイザーにご相談ください。

※売却のお手続き

●売却代金の受渡しが2022年12月30日までに完了することが必要です。ご注文から受渡日まで日数はファンドにより異なります。また年末はファンド休日により通常より日数がかかる場合があります。

●担当アドバイザーにご相談の上、お時間に余裕をもってお手続きください。

「移管依頼書」記入要領

【返送】 未成年口座内上場株式等移管依頼書

◆ 移管対象勘定年
 移管元勘定年 2018 移管先勘定年 2023

本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預りすべてをNISA口座へ移管する場合は「全部移管」にチェック「レ」してください。
 「銘柄毎」に指定する場合は「一部移管」にチェック「レ」のうえ、下記明細の移管指示欄にもチェック「レ」してください。

☐ 全部移管※すべてNISA口座へ移管します。 ☐ 一部移管※移管指示欄もチェック「レ」してください。

ご記入日 (西暦) 2022年 11 月 1 日 ご署名 ビーダブルエム 太郎

ビーダブルエム太郎1234567

◆ 本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預り 【2022年9月30日現在】

移管指示	種類	銘柄コード	銘柄名	数量	備考
☐	国内投信	12345-6789-0			
☐	累積投資	23456-7890-1			

すべての銘柄を翌年のジュニアNISA/一般NISA口座に移管する場合

ここに ☒ をしてください。

「ご記入日」、「ご署名」を必ずご記入ください。

一部の銘柄のみを翌年のジュニアNISA/一般NISA口座に移管する場合

ここに ☒ をしてください。
 ※☐ がない銘柄は、課税口座(特定口座/一般口座)に移管されます。

●ご留意事項

- ロールオーバーをご希望の場合、同封の「移管依頼書」をご記入の上、ご返送ください。
ご提出期限は「2022年11月30日(水)【弊社必着】」です。
- ロールオーバーは、ジュニアNISA口座または一般NISA口座への移管となります。翌年1月1日時点でお客様が18歳未満の場合はジュニアNISA口座への移管、18歳以上の場合は一般NISA口座への移管となります。
- 非課税期間終了となるお預り証券を翌年のジュニアNISA口座へ移管する場合、移管時の合計金額が80万円(ジュニアNISA口座から一般NISA口座への移管は120万円)を超える場合であっても、全てを翌年のNISA口座へ移管することができます。移管するお預り証券は移管時の時価にて翌年のNISA利用枠を使用します。
- 翌年のNISA口座への移管(ロールオーバー)によりNISA利用枠の全てを使用した場合は、翌年のNISA口座での買付はできません。
- 本年11月末までに「移管依頼書」を不備なくご提出いただけない場合は、非課税期間終了となるお預り証券は自動的に特定口座(特定口座未開設の場合は一般口座)へ移管されます。
- ロールオーバーを行う場合は、**翌年のNISA口座が設定されている必要があります**。翌年のNISA枠の設定が無い場合、全て特定口座(特定口座未開設の場合は、一般口座)へ移管されます。
※2023年のNISA口座設定のお申込みの締切は11月30日(水)です。
- 非課税期間終了となるお預り証券は、翌年1月1日の時価(実際には2022年12月末時価)で移管されます。
- 翌年のNISA口座へ移管できるお預りは銘柄毎となります。銘柄の一部数量の移管はできませんので、ご了承ください。
- 非課税期間終了となるお預り証券の数量が売却・再投資等により変わった場合は、非課税期間終了時(2022年12月末時点)の数量で移管されます。

●NISA口座における年を跨ぐお取引の制限について

- 非課税期間終了となるお預り銘柄のNISA売却について、約定日と受渡日が年跨ぎとなるお取引を制限させていただくことがあります。
- ロールオーバーをされる場合、翌年のNISA枠を使用するNISA買付のお取引を制限させていただくことがあります。
- 非課税期間終了となるお預り銘柄を特定口座へ移管する場合、翌年受渡となる同銘柄の特定口座での売却のお取引を制限させていただくことがあります。